

千葉市立こてはし台小学校

P T A会則

令和4年度 改訂版



保存版    お子様が在学中は大切に保管して下さい

# 千葉市立こてはし台小学校 P T A 会則

## 第一章 名称および事務局

- 第1条 この会は千葉市立こてはし台小学校 P T A という。  
第2条 この会の事務局は千葉市立こてはし台小学校内に置く。

## 第二章 目的および活動

- 第3条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と地域社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。
- 第4条 この会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- (1) 学校、家庭および地域社会における児童の教育環境の充実に努める。
  - (2) 児童の心身の健全な発達を図る。
  - (3) 会員相互の研修親睦に努める。
  - (4) その他、この会の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第三章 方 針

- 第5条 この会は、次の方針によって活動する。
- (1) 児童の教育ならびに福祉向上のために活動し、目的を同じくする他の団体および機関と協力する。
  - (2) この会は民主団体であり、いずれの団体および機関の支配・干渉を受けない。
  - (3) 営利を目的とする活動は行わない。
  - (4) この会の名称をもって、公私の選挙における候補者の推薦はしない。
  - (5) 学校の人事その他管理に干渉しない。

## 第四章 会 員

- 第6条 この会の会員は次の者をもって構成し、会員はすべて平等の権利と義務を有する。
- (1) こてはし台小学校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者（以下保護者という）。
  - (2) こてはし台小学校の教職員。
  - (3) 保護者の入会は、児童の新入学および転入学時とし、退会は児童の卒業時または転出時とする。
  - (4) 教職員の会員は、その在職期間とする。

## 第五章 会 計

- 第7条 この会の経費は会費、その他の収入をもってこれにあてる。  
第8条 会費は1世帯月額250円とする。ただし、特別事情のある会員の会費については別に定めることができる。  
第9条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第六章 組織および運営

第10条 この会に総会、運営委員会、専門委員会、本部役員会を置き、その他必要に応じて各種実行委員会を置くことができる。

第11条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

- 2 総会は定期および臨時総会とする。
- 3 定期総会は毎年、年度初めに開く。(書面開催可)
- 4 会長は運営委員会が必要と認めた場合、または会員の1/3以上の要求があった場合には臨時総会を開かなければならない。
- 5 総会は会員の1/3以上の出席により成立する。(委任状含む)
- 6 総会に出席できない会員はその評決の行使を委任することができる。
- 7 総会の議事は出席者の過半数の賛同(同意)をもって議決する。
- 8 総会は次の議事を議決する。
  - (1) 活動報告と活動方針および活動計画
  - (2) 決算の承認および予算の決定
  - (3) 役員を選任と解任
  - (4) 会則・規程の改廃
- 9 総会の議長ならびに議事録署名人は出席した会員の中から選出する。
- 10 総会の書記はこれを議事録に記録し、議長ならびに議事録署名人が署名捺印して保存する。

第12条 運営委員会は本部役員、専門委員会委員長、実行委員会委員長、各副委員長、教職員2名以上をもって構成し、総会に次ぐ議決機関としてこの会の重要事項を審議し、また執行する。

- 2 運営委員会は適宜開催し、会長が必要と認めたときには臨時に開くことができる。
- 3 運営委員会は次の職務を行う。
  - (1) 総会の運営
  - (2) 総会決定事項の執行
  - (3) 予算書および決算書の作成審議
  - (4) その他必要と認めた事項

第13条 専門委員会は次の委員会を置き、具体的な運営にあたる。

- (1) 学年
  - (2) 設備
  - (3) 広報
  - (4) 校外補導
  - (5) 来てくん祭
- 2 専門委員会はクラスから選出された委員(以下クラス委員という)によって構成される。活動内容および人数については細則に定める。
  - 3 運営委員会の決定により、必要に応じて実行委員会を設置できる。

第14条 本部役員選考の規程については別に定める。(本部役員選考規程)

第15条 本部役員会は本部役員によって構成され、運営委員会の決議事項の企画立案を行い、P T A組織の円滑な運営に努める。

第16条 校長および教頭は、各種会議に出席し、意見を述べることができる。

## 第七章 本 部 役 員

第17条 この会に次の役員を置く。

- |          |     |   |
|----------|-----|---|
| (1) 本部役員 | 会長  | 1名  |
|          | 副会長 | 3名以上（教職員1名、保護者2名以上、ただし役員選考委員会〔本部役員選考規程第2条〕の議決により増減することができる） |
|          | 書記  | 3名（教職員1名、保護者2名）   |
|          | 会計  | 3名（教職員1名、保護者2名）   |
| (2) 会計監査 |     | 2名（保護者2名）   |

第18条 本部役員および会計監査の選出は役員選考委員会が推薦し、総会で承認を得る。ただし、年度途中における本部役員欠員の補充については運営委員会で決定する。

第19条 本部役員は次の職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は会長を補佐し、庶務を担当する。
- (4) 会計は会長を補佐し、会計事務を担当する。
- (5) 会計監査は厳正に会計を監査し、これをこの会に報告する。
- (6) 次年度本部役員の選考を兼務する。

## 第八章 本部役員の任期およびクラス委員等の任期

- 第20条 本部役員の任期は原則2年とする。ただし同一職3年を限度とし、その間の再任は妨げない。
- 2 会計監査の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
  - 3 クラス委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
  - 4 補欠本部役員およびクラス委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 本部役員の任期が満了しても、次の本部役員が決定されるまで引き続きその職務を行う。

## 第九章 細 則

- 第21条 この会の運営に関し、必要な細則はこの会則に反しない限りにおいて運営委員会を経て定める。
- 2 運営委員会は細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第十章 個人情報保護管理規程

第22条 個人情報保護に関する規程は別に定める。(個人情報保護管理規程)

## 第十一章 会則の改正

第23条 会則の改正は総会において出席者の2/3以上の同意を必要とする。

## 付 則

この会則は昭和47年12月2日の総会の議決を経たときから効力を発生する。

この会則は昭和54年4月14日から施行する。

この会則は昭和58年4月16日から施行する。

この会則は昭和60年4月13日から施行する。

この会則は昭和63年4月16日から施行する。

この会則は平成 2年4月14日から施行する。

この会則は平成 8年4月20日から施行する。

この会則は平成 9年4月19日から施行する。

この会則は平成14年3月 4日から施行する。

この会則は平成15年4月23日から施行する。

この会則は平成16年4月21日から施行する。

この会則は平成20年4月28日から施行する。

この会則は平成21年4月30日から施行する。

この会則は平成24年4月25日から施行する。

この会則は平成25年4月22日から施行する。

この会則は平成29年4月24日から施行する。

この会則は令和 2年4月20日から施行する。

この会則は令和 4年4月20日から施行する。

# 慶弔金規程

昭和47年12月2日施行

昭和59年度総会において一部改正

平成 8年度総会において一部改正

平成15年度総会において一部改正

平成29年度総会において一部改定

平成31年度総会において一部改定

令和 2年度総会において一部改定

1. 会員・本校児童が死亡したとき  
..... 3,000円
2. 会員・本校児童が病気、ケガをしたとき（2週間以上の入院の場合）  
..... 2,000円
3. 以下の場合には学校と会長の協議により定める事ができる。
  - ・教職員の配偶者ならびに子、本校児童以外の兄弟姉妹が死亡したとき
  - ・災害・P T A活動中の事故
  - ・その他功労者の死亡等必要と認められるとき

# 本部役員選考規程

制定 平成29年4月25日

## (目的)

第1条 P T A会則第17条の規定に基づく本部役員および会計監査（以下役員という）の選出について適当な者を選考するため、P T A会則第14条の規定に基づきこの規程を定める。

## (構成)

第2条 役員選考委員会（以下委員会という）は会長が委嘱した本部役員が構成する。

## (会議等)

- 第3条 会議は会長が招集し、選考担当副会長が議長となる。
- 2 会議は非公開とし、議長が記録を整理する。
  - 3 役員の半数以上の出席がなければ、議事を決することができない。
  - 4 役員の選考方法は原則として会員の推薦に基づき行う。
  - 5 会議は必要に応じ校長、前年度役員の出席を求め意見を聞くことができる。

## (守秘義務)

- 第4条 選考過程で得た情報は個人情報のためパソコンやU S Bメモリ等で管理しない。自筆のみで紙に記録し、選考後は全ての記録を破棄する。選考情報が残るメールなどは役員の責任のもと削除する。
- 2 役員は選考過程で知りえた情報を口外しない。

## (委員会の期間)

第5条 委員会は会長が招集した日から活動を開始し、総会において委員会が推薦した者が承認されるまでとする。

## (改正)

第6条 この規程は、運営委員会の決議により改正することができる。

付 則

## (施行期日)

1. この規程は平成29年4月24日から施行する。

# こてはし台小学校 P T A 個人情報保護管理規程

制定 平成21年4月1日

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の主旨に基づき当会が保有する個人情報の取扱いに関する事項を定め、もって個人情報の保護および個人情報漏洩防止に寄与することを目的とする。

### (適用)

第2条 当会の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法および関連法令に定められているもののほかは、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第3条 この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

#### (1) 個人情報

個人情報保護法第2条第1項に定める「個人情報」をいい、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、画像その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

#### (2) 個人情報データベース等

個人情報保護法第2条第2項に定める「個人情報データベース等」をいい、個人情報を含む情報の集合物であつて、特定の個人情報を情報システムまたは一定の規則に従って整理することにより容易に検索することができるよう体系的に構成したものをいう。

#### (3) 個人データ

個人情報保護法第2条第4項に定める「個人データ」をいい、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

#### (4) 本人

個人情報保護法第2条第6項に定める「本人」をいい、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

#### (5) 会員

当会に属するすべての会員をいう。

### (個人情報の保護)

第4条 会員はこの規程を遵守のうえ、個人情報を適正に取得、利用または保有するものとし、また、個人情報を外部へ漏洩、滅失または毀損等することがないように、その取扱いについて十分な注意を払わなければならない。

## 第二章 個人情報保護管理体制

### (個人情報保護管理組織)

第5条 個人情報保護管理組織は、別に定めるものとする。



(個人情報保護管理責任者)

第6条 個人情報保護管理責任者は、当会会長とし、個人情報保護管理者を指揮し、個人情報の適正な取得、利用または保有および漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理（以下、総称して「個人情報の保護」という。）全般につき総括管理するとともに、当該個人情報の保護全般についての責任を負う。

(個人情報保護管理者)

第7条 個人情報保護管理者は、各委員会委員長とし、個人情報保護管理責任者の指揮を受け、担当委員会が取り扱う個人情報の保護につき管理するとともに、当該個人情報の保護についての直接責任を負う。

(個人情報保護管理業務担当部門)

第8条 個人情報保護管理業務担当部門は当会本部とし、この任務を行う。  
2 個人情報保護管理業務担当部門は、当会全般の個人情報の保護に関する総合計画および調整を行うとともに、個人情報保護管理者が行う個人情報の保護を指導、援助し、その推進を図る。

### 第三章 個人情報の取り扱い等

(個人情報の取得と利用目的)

第9条 当会の個人情報は、当会の活動目的の達成に必要な連絡、集計、判断のためにのみ利用する。  
2 個人情報の取得にあつては、上記の利用目的を、あらかじめ本人に対し明示しなければならない。なお、思想、信条、宗教その他社会的差別の原因となる個人情報を取得してはならない。  
3 個人情報の取得は、適正な方法により本人から直接収集することを原則とする。

(個人情報の利用および外部開示の制限)

第10条 個人情報は、第9条に定める利用目的に必要な範囲を超えて利用してはならない。  
2 個人情報は、原則として、あらかじめ本人または運営委員会の承認を得ることとし（第15条に定める委託先を除く。）、その他の目的以外での利用・開示を原則禁止する。  
（第16条『外部への開示』の規程に従った場合を除く）

(個人データの正確性の確保)

第11条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

### 第四章 個人情報保護管理措置

(個人情報保護管理措置)

第12条 個人情報保護管理者は、担当委員会が取り扱う個人情報の保護につき、本条各号の定めに従い必要かつ適切な措置を講じなければならない。  
(1) 作業担当者の監督  
(2) 個人情報の盗難等の防止措置  
(3) 個人情報を取り扱う情報システムへのアクセス制御等の措置

(個人情報の取り扱い事務等の外部への委託)

第13条 個人情報保護管理者は、個人情報の取り扱い事務等を外部へ委託する場合は、委託する個人情報の取り扱い事務等につき安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(外部への開示)

第14条 個人情報の外部への開示を要請する者は、開示先、個人情報の項目、開示手段その目的を、事前に個人情報保護管理者および個人情報保護管理責任者に申請をしなければならない。

2 個人情報保護管理責任者は、提出された申請に基づき、本人または運営委員会では是非を議決する。

(個人情報データベース等の取り扱い)

第15条 個人情報保護管理者は、担当部門が取り扱う個人情報につき個人情報データベース等を作成する場合は、当該個人情報データベース等の種類、利用目的、保管場所、保管方法、作業担当者、その他個人情報データベース等の適正な取扱いを掌握し、個人情報保護管理業務担当部門の要請によりいつでも提出できるようにする。

2 複数名の個人情報が記載された名簿等を配布する場合は、取り扱いの注意を喚起する一文を記載する。

(当会が保有する個人データの開示等)

第16条 個人情報保護管理業務担当部門は、本人から担当部門が取り扱う個人データの利用目的の通知または内容の開示、訂正、追加または削除、利用の停止、消去または外部への開示の停止を求められた場合は、本条各号の定めに従い取り扱わなければならない。

(1) 当会が保有する個人データの取扱いに関する申出先は個人情報保護管理業務担当部門とする。

(2) 本人から当会が保有する個人データの利用目的の通知または内容の開示を求められた場合原則として、本人に対し、遅滞なく当該個人データの利用目的を通知または内容を開示する。

(3) 本人から当会が保有する個人データの内容の訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合、当該個人データに誤りがあり、事実でない場合は、原則として訂正等を行い、本人に対し、遅滞なく当該訂正等の内容を通知する。

(4) 本人から当会が保有する個人データの利用の停止、消去または外部への開示の停止を求められた場合当該個人データの取扱いにつき調査し、調査の結果、利用目的外の利用、不正な取得、同意のない外部への開示がなされていることが判明したときは、原則として利用の停止、消去または外部への開示を停止する。

(個人情報の廃棄・消去)

第17条 個人情報は、当会の利用目的が達成された後、不要となった個人情報資料はすみやかに寸断処理、焼却または消却等により個人情報が漏洩することのない方法および状態にて廃棄・消去しなければならない。

2 記録として引継ぐ必要性のある個人情報は、その利用目的が残存するものとし、廃棄・消去の対象ではない。

## 第五章 事故に対する措置

### (事故に対する措置)

第18条 会員は、個人情報の紛失・漏洩等の事故が発生した場合またはその疑いが生じた場合、ただちに臨機の措置を講ずるとともにすみやかに個人情報保護管理責任者に報告し、被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

### (事故報告)

第19条 個人情報保護管理者は、担当委員会が取り扱う個人情報の紛失・漏洩等の事故が発生したときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故発生の状況をただちに個人情報保護管理責任者に報告すること。
- (2) 事故の原因等について詳細に調査し、対策を講じ、調査内容およびその対策について個人情報保護管理責任者に報告すること。

### (事故情報)

第20条 個人情報保護管理責任者は、個人情報の紛失・漏洩等の事故が発生した場合で、その発生状況、原因、その他について全会員に周知させる必要があるときは事故情報を発する。

2 前項の事故情報を受けた個人情報保護管理者は、事故情報を作業責任者および作業担当者に周知徹底するとともに、第12条に定める個人情報保護管理措置について点検し、類似事故の防止に努めなければならない。

## 第六章 その他

### (雑則)

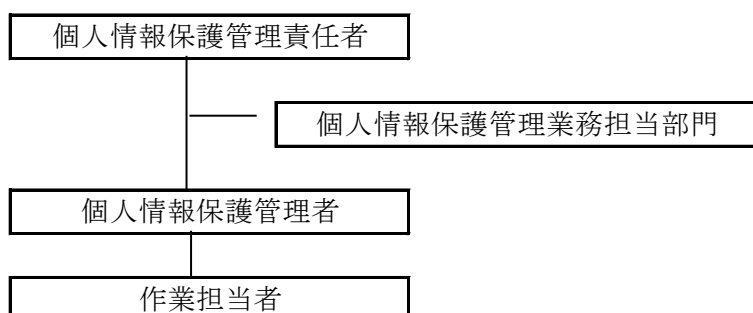
第21条 この規程に定めのない事項およびこの規程により難しい場合は、そのつど個人情報保護管理責任者の発議により、運営委員会にて議決する。

## 付 則

### (施行期日)

1. この規程は平成21年4月1日から施行する。

### 第5条に定める個人情報保護管理組織



# こてはし台小学校PTA細則

- 第1条 P T A活動を円滑に行うために、会則に従い、以下の専門委員会、役員選考委員会、P T Aサークル、その他必要に応じて実行委員会を設置し、活動の範囲を定める。各委員会の人数は、運営委員会にて毎年度見直す。
- 1 専門委員会
    - ・ 学年委員会  
学級懇談会の取りまとめ、次年度のクラス委員選出、P T A講習会の企画・開催等。  
5・6学年は学校の卒業に関わる業務の補佐。(ただし、P T A講習会の開催については学年委員会の判断によるものとする。)
    - ・ 設備委員会  
資源回収の実施、ベルマーク集計等により児童の学習環境の充実を図る。
    - ・ 広報委員会  
広報に関する活動、P T A広報誌「夾竹桃」の発行。
    - ・ 校外補導委員会  
校外における児童の健全育成に関する活動、登下校交通安全指導の取りまとめ。
    - ・ 来てくん祭委員会  
来てくん祭の企画運営および実施等。
  - 2 役員選考委員会  
次年度本部役員の選考活動を行う。別途に定める「本部役員選考規程」に従う。
  - 3 P T Aサークル (希望数)  
P T Aゴムバレーボール、およびP T Aソフトボールを設置し、会員相互の親睦を深めることを目的とし、原則として自主運営にゆだねる。
- 第2条 本部役員、クラス委員の選出およびクラス委員の委員会配属について
- 1 本部役員は、別途に定める「本部役員選考規程」に基づき、次年度本部役員を選出する。
  - 2 クラス委員の選出は以下の要領にて行う。
    - (1) 本部役員会は、次年度の各クラスのクラス委員選出人数を運営委員会に提案し、運営委員会の承認をもって決定する。
    - (2) 毎年度初めに学年委員が主体となって、クラス委員管理カードの希望に基づき、クラス委員を選出する。
    - (3) 本部役員会が、特別な理由によりクラス毎の規定人数の選出が困難と判断した場合は、クラス毎の選出規定人数によらず、学年全体で規定人数を満たす事を可とする。
    - (4) なのはな学級からの次年度クラス委員選出の有無については、運営委員会において協議の上決定する。
  - 3 クラス委員の各委員会への配属は以下の要領にて行う。
    - (1) 運営委員会は、次年度の各委員会定数を決定する。
    - (2) 本部役員会は、年度初めに全体会を主催する。
    - (3) 当該全体会において、クラス委員の各委員会へ配属を決定する。
    - (4) 各委員会への配属は、クラス委員各自の希望に基づき協議により決定する。  
この決定については後日異議を申し立てることはできない。
    - (5) なのはな学級よりクラス委員が選出された場合、その配属は前運営委員会において協議の上決定される。

- 4 各委員会は委員長1名および副委員長1名以上の選出を以下の要領にて行う。
  - (1) 本部役員会は、年度初めに全体会を主催し、配属決定後に委員長および副委員長の選出を行う。
  - (2) 選出にあたっては、委員会内での協議を原則とするが、場合によってその他適宜の方法により決定する。この決定については後日異議を申し立てることはできない。
  - (3) 委員長および副委員長が事情により任期中退任となった場合、本部役員会は当該委員会内の合議を得て、後任の選出にあたる。
- 5 各委員会は書記および会計を置くこととする。ただし書記および会計は委員長・副委員長が兼務することも可とする。

第3条 本会の会計は、以下のとおり取り扱われる。

- 1 総会において議決された予算に基づいて本部会計係が処理する。
- 2 費目項目間の流用は、運営委員会の議決を経て可能とする。
- 3 会則で定めた会費額を、年1回、年額を一括徴収することとし、徴収日は事前に会員へ通知する。
- 4 特別会計は、運営委員会の議決を経て、有効適正に処理する。
- 5 転出となった場合、年額から在学月数分の月額を差し引いた金額を返金する。ただし、一日でも在学があれば、月額は徴収する。
- 6 転入の場合、転入月より年度末までの合計金額を一括徴収する。一日でも在学があれば、月額を徴収とする。

第4条 本細則は運営委員会の議決を経て、制定または改廃することができる。制定および改廃は総会にて報告を行う。

付則 この細則は平成20年4月24日から施行する。  
この細則は平成21年 3月5日から施行する。  
この細則は平成25年 2月1日から施行する。  
この細則は平成29年 3月3日から施行する。  
この細則は平成29年12月8日から施行する。  
この細則は令和 2年 3月2日から施行する。  
この細則は令和 4年4月20日から施行する。

こてはし台小学校PTA組織図

